

議案第 13 号

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改
正に伴い必要があるからである。

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年
東郷町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第２号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 6 号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

家庭的保育事業所等に配置する栄養士の要件を拡大すること。（第 16 条関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。